

京都市地球温暖化対策条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（特定緑化建築物等の緑化等）</p> <p>第50条 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第7号に規定する地区をいう。）において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設（植栽，花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては，別に定める規模以下のものを除く。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路，土留めその他の施設（当該建築物の空地，屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし，建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは，この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定緑化建築物等の緑化等）</p> <p>第50条 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第8号に規定する地区をいう。）において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設（植栽，花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては，別に定める規模以下のものを除く。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路，土留めその他の施設（当該建築物の空地，屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし，建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは，この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>